

令和2年4月16日

岩出保健所管内の会員各位

協同組合近畿整骨師会
理事長 田村公伸
保険部長 川本大作

保 険 部 連 絡

岩出保健所からの通知について

平素は本会運営に御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、令和2年3月31日付で岩出保健所長より【柔道整復師法による施術所に対する指導等の要望について】として柔道整復師法第24条に規定されている事項以外は広告できないことの周知徹底を求める通知が和歌山県市長会医療福祉部会からの要望書とともに岩出保健所管内の施術所へ送付されております。

広告については現在、厚生労働省で広告に関するガイドラインの検討委員会で、議論の最中であり結論は未だ出されておられません。

今回岩出保健所より郵送されたものは、従来通りの柔道整復師法第24条に規定された内容であり特段の変更事項等はありません。会員先生方には、安心して従来通り法令遵守していただければ結構です。